

## 板橋区デジタル環境構築補助金審査会運営等要綱

(令和4年3月22日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区デジタル環境構築補助金交付要綱（令和4年3月22日区長決定）第8条第2項に基づき、板橋区デジタル環境構築補助金審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する7名以内の審査員で構成する。

- (1) 産業経済部長
- (2) 産業経済部産業振興課長
- (3) 公益財団法人板橋区産業振興公社事務局長
- (4) DXに関する有識者（以下「有識者」という。）

2 会長は、産業経済部長をもって充てる。

3 会長に事故等があるときは、あらかじめ会長が指定する審査員がその職務を代理する。

### (任期)

第3条 審査員のうち、有識者の任期は、3年以内とし、再任されることを妨げない。

2 有識者の審査員が欠けた場合における補欠審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 会長は、審査会を招集し、その議長となる。

2 審査会は、審査員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 会長は、必要があると認めたときは、審査員以外の職員、有識者等を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

4 審査会の会議は、公開しないものとし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。

### (事務局)

第5条 審査会に関する庶務は、産業経済部産業振興課において行う。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、産業経済部長が定める。

### 付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。